

受理番号	受理年月日	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	紹介議員氏名	付 託 委員会名	議決結果
23年第11号	23.12.2	<p>茨城県の難病（膠原病（全身性エリテマトーデス））患者に対する、社会保障事業、施策及び政策の拡大に関する請願</p> <p>推定18歳頃（医師が難病の場合は、いつ発病したのか断定できないという。）、難病（膠原病（SLE））を発症し、その後根治的治療が無く、全身性の炎症が一生涯起きており、自己抗体により、その日により、症状が異なるため、医療、福祉、年金、雇用、介護全般で人間らしく生活できない状況である。</p> <p>よって、下記事項を請願する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 改正障害者基本法が平成23年7月29日に成立し、8月5日に公布された。</p> <p>茨城県において、膠原病患者（難病）をこの法の定義第二条に基づき、身体障害者（重度）に認めてもらいたい。</p> <p>また、医療福祉費支給制度（マルフク）、生活保護受給認定、介護分野のショートステイやホームヘルパーの利用、高額療養費制度や国民健康保険料の引き下げ、障害基礎年金受給者から徴収する国民健康保険（介護保険）料の減額又は免除、難病（膠原病）患者の就労の場の設置など、膠原病患者（難病）に対する県の福祉サービスの拡大を県の施策に取り入れ、早急に制度化してもらいたい。</p> <p>2 膠原病（全身性エリテマトーデスは精神疾患も同時に発病することがある。）により起こるうつ病で精神保健福祉手帳2級を所持しているが、臓器別に判断する身体障害者手帳の交付ではなく、全体（身）の慢性疾患（精神病（脳の働き））の機能障害である膠原病（SLE）は、精神的、社会的、身体的に差別、偏見され、経済的に困窮している。</p>	個人	大内久美子	保健福祉	不採択

		<p>茨城県の施策においては、診断書上での判断では無く、生活状況の現状を視察し、また国、市、保健所、その他就労機関、年金事務所、職業安定所関係機関等と連携することにより、膠原病患者（難病）に対する人間として尊重した制度を設置してもらいたい。</p>				
--	--	--	--	--	--	--